

(調査研究事業の場合)

重層的支援体制整備事業による包括的な支援体制のさらなる強化に向けた
都道府県等との広域の連携体制のあり方に関する調査研究事業

株式会社ポニーキャニオン (報告書 A 4 版 70 頁)

事業目的

重層的支援体制整備事業を実施する市町村が事業を推進するにあたり、社会的課題（若者支援、DV被害、刑余者支援など）に対しては、市町村圏域を超えた広域による支援体制が必要であり、都道府県による支援の現状を把握するため。

事業概要

○調査内容

実践者ヒアリング：

対象：福祉の現場で活躍する実践者3名（朝比奈委員、遠藤委員、立岡委員）

方法：ウェブ会議システムを用いオンラインで実施

ヒアリング目的：検討委員会で議論を深めるため、福祉の現場の状況をヒアリングし
論点整理をするため

都道府県アンケート：

対象：47都道府県 重層的支援体制整備事業の担当者（回答率100%）

方法：エクセルのフォーマットを用いたアンケート形式

調査の目的：都道府県における包括的な支援体制整備に向けた取り組み状況の確認

自治体インタビュー：

対象：6県（岩手県、栃木県、埼玉県、広島県、福岡県、宮崎県）

方法：ウェブ会議システムを用いオンラインで実施

インタビュー目的：都道府県アンケートから得られた特徴的な取り組みをしている
自治体に対し、更に詳しく状況把握をするため

○検討委員会の開催

調査実施前後に検討委員会を開催した。調査前には、調査項目の検討・確認を行い、
調査後には、委員より調査結果について議論、考察を行った。

○検討委員会委員

座長	中島 修氏	文京学院大学教授／人間学部人間福祉学科
委員	朝比奈 ミカ氏	中核地域生活支援センターがじゅまる センター一長 市川市生活サポートセンターそら 主任相談支援員
委員	遠藤 智子氏	一般社団法人社会的包摂サポートセンター 事務局長
委員	立岡 学氏	一般社団法人パーソナルサポートセンター 業務執行常務理事
委員	朝倉 香織氏	社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会 地域福祉部長
委員	篠原 宏氏	千葉県 健康福祉部健康福祉指導課地域福祉推進班 班長

委員 雨宮 久美子氏 浦安市 福祉部社会福祉課総合相談支援室 室長
委員 島崎 祐志氏 埼玉県 福祉部 地域包括ケア課 地域包括ケア担当 主幹
委員 齋藤 芸路氏 鳩山町役場 長寿福祉課 地域福祉・障害者福祉担当 副主幹

○一部委託

委託先 株式会社バリュープラス
委託内容 アンケートフォームの作成および集計

調査研究の過程

実践者ヒアリング 2021年9月29日・30日
第1回 検討委員会 2021年11月9日
調査項目確定 2021年12月
調査①都道府県アンケート調査 2021年12月13日～12月23日
調査②自治体インタビュー調査 2022年2月1日～2月7日
調査結果とりまとめ 2022年2月
第2回 検討委員会 2022年2月18日
報告書 素案作成 2022年2月19日～3月11日
第3回 検討委員会（持ち回り開催） 2022年3月14日～23日
報告書 完成 2022年3月31日

事業結果

1. 都道府県が取り組む市区町村等への後方支援の推進

（都道府県の後方支援のあり方について）

・ 市区町村の包括的な支援体制の整備を効果的に進めていくためには、都道府県による市区町村への後方支援が重要であるが、現状においても各都道府県では様々な取組が行われている。令和3年度の都道府県後方支援事業（市区町村の後方支援を行う都道府県を対象にした国庫補助事業）の実施状況をみても、47都道府県のうち8割を超える39自治体を実施している状況であり、その事業内容は個々の自治体によって多様に展開されている。例えば、市区町村職員や支援関係者を対象にした人材養成研修、市区町村の希望に応じてアドバイザーを派遣する取組、市区町村の包括的な支援体制の整備に向けた手引きの作成、市区町村や支援関係事業者を対象にした実態調査等の取組がみられる。

今後、顕在化又は潜在化している複雑化・複合化した支援ニーズに柔軟に対応できる包括的な支援体制の整備を進めていくにあたって、都道府県による後方支援の取組をさらに充実していくことはもとより、市区町村、都道府県、国がそれぞれできることを十分に検討しながら適時実践していくことが大切である。

・ また、本調査研究事業を通じて、都道府県による市区町村への支援のあり方については、特に複雑化・複合化した課題を抱える人に対する支援の観点から、①市区町村が適切に対応することができるよう間接的に支援を行うもの、②都道府県が主体となって直接支援を行うものといった2つの支援のかたちがみられた。

・ 複雑化・複合化した課題を抱える人に対して、①の市区町村が適切に対応することができるよう都道府県が間接的に行う支援としては、上述のとおり（市区町村職員等への人材養成研修、アドバイザー派遣、手引きの作成、実態調査など）地域の实情に応じて多様な取組が展開されている。②の都道府県が主体となって直接支援を行うものとしては、県が主体となって包括的な相談支援体制を整備し、市区町村圏域を超えて広域的に県自ら複雑化・複合化した課題を抱える人に支援を行う取組がある。

- ・ ①の間接的支援については、各都道府県において多様な取組が展開されているが、市区町村支援の取組が特段行われていなかったり、市区町村のニーズに応じた取組が十分に行われていなかったりする場合もみられた。各都道府県においては、本調査研究事業で把握した実施事例等を参考にしつつ、管内の市区町村の事業実施状況を踏まえて、支援内容の充実を図っていく必要がある。

- ・ ②の直接的な支援について、今回、都道府県を対象にした調査（都道府県調査）において、部署間の連絡調整や複数部署にまたがる相談に対応する体制はほぼ全ての都道府県でとられていなかったが、この理由として約9割が、個別ケースへの対応は市区町村で対応することが基本であると考えているためと回答している。

- ・ 一方で、市区町村から寄せられる対応が困難なケースへの対応として、約2割が都道府県に配置されている専門職が助言できる体制を、約3割が都道府県から委託を受けた民間団体や専門職が助言できる体制をとっていると回答している。

また、都道府県が設置する相談支援機関の職員が、各市区町村の支援会議等に積極的に参加することにより、当該相談支援機関と市区町村が連携して支援にあたり、専門的なノウハウの提供を行ったりしているという事例もみられた。

- ・ このように、対応が困難なケースに都道府県が自ら対応する体制を整備しているところは多くないものの、市区町村へのバックアップ体制を意識的に整備している取組例は各地にみられる。各都道府県においては、市区町村の包括的な支援体制と有機的な連携を図ること等により管内の支援体制の充実を図っていく必要がある。

- ・ ①の間接的な支援、②の直接的な支援ともに、各都道府県において創意工夫のある取組が各地に生まれている状況を踏まえ、今後、国においては、各都道府県の取組状況を把握し、市区町村の包括的な支援体制を整備する上で都道府県が効果的な支援策を展開しやすい環境づくりを推進していくことが必要と考えられる。

- ・ 例えば、都道府県の後方支援の取組に関するノウハウの提供や、アドバイザーを派遣するなど、国から都道府県の活動支援を行う仕組みを検討するなど、市区町村、都道府県、国が一体となった体制づくりを検討できるような環境づくりを推進していくことが望まれる。

（都道府県と民間団体との連携について）

- ・ 本調査研究事業において、都道府県が広域の観点から包括的な支援体制を整備する際に、民間団体との連携についての重要性が指摘された。都道府県調査において、包括的な支援体制を構築する上で9割以上が民間団体との連携の必要性を感じていると回答しているものの、十分に民間団体と連携しているとの回答は約2割にとどまっており、都道府県と民間団体との連携を通じた包括的な支援体制整備を推進できる余地は大きいと考えられる。また、事業に取り組む対等なパートナーとしての位置づけを望む民間団体からの声もあることから、都道府県においては連携のあり方を検討することも求められているといえる。

- ・ 包括的な支援体制の整備に向けて、都道府県と民間団体が連携している例としては、都道府県から民間団体に総合相談等の事業や市区町村にアドバイザーを派遣する事業等を委託して実施しているもののほか、都道府県から民間団体に委託して広域的な支援事業として実施されているものもある。都道府県においては、広域的に活用できる社会資源の把握を含め、民間団体の活動と各市区町村の支援の連携した体制づくりを進める必要がある。

- ・ なお、こうした行政の事業委託を受ける民間団体の立場からは、民間団体がより支援に集中できる環境づくりを求める意見がみられた。例えば、委託に関わる所要の事務手続き（契約事務、委託費会計管理、実績報告書作成等）の負担が大きくなることで、柔軟な実践展開に支障が出てしまうこと等が挙げられ、委託先による支援が柔軟に展開されるためには民間団体の事務負担の軽減についても十分配慮が必要である。

- ・ 今回実施した自治体ヒアリングを通じて、各自治体が民間企業と包括連携協定（地域が抱えている課題に対して自治体と民間企業が協力して解決を目指す協定）を結んでいる事例が複数みられたが、福祉部門と民間企業とが十分マッチングできていない実態がみられた。このような既に存在している行政と民間企業との連携体制を、包括的な支援体制の整備を図る観点からどのように活用できるかを検討することも、民間企業との連携の素地を広げていくためには大切な視点になるものと考ええる。

- ・ また、県が独自に地域づくり（地域住民の交流拠点づくり）に対する補助事業を実施している例もあり、地域住民の交流促進や地域住民の身近な居場所づくりなど、都道府県が多様な主体の参加を支援する取組も有効であると考ええる。

2. 重層的支援体制整備事業の活用

（重層的支援体制整備事業の意義・目的の理解促進）

- ・ 今回、都道府県を対象にした調査において、重層事業への移行に関して市区町村の課題感として当てはまるものとして、30自治体（63.8%）が「事業内容に対する理解が十分に進んでいないこと」、31自治体（66.0%）が「事業実施について、庁内の関係者の理解を得ることが難しいこと」、45自治体（95.7%）が「事業実施のメリットを十分に感じられていないこと」と回答があった。都道府県の重層事業担当者の多くが、各市区町村において重層事業の意義や目的、その内容の理解について十分ではないとの認識が示されたものと考ええる。この点、各都道府県や国においても、引き続き重層事業の意義や目的等の理解を深めていくための取組を行うことが必要と考ええる。

- ・ 重層事業の実施にあたっては、財政面でのメリットを感じにくいとする指摘があった。これについては、財政上のメリットの有無によって重層事業に取り組むかどうかを決めるのではなく、現行の体制で救い切れていない制度の狭間にいる人や、部署間の連携が不十分で手を差し伸べられないケースがあれば、市区町村の包括的な支援体制を整備する観点から、必要に応じて重層事業の活用を検討すべきではないかとの意見があった。

- ・ 社会福祉法において市区町村には包括的な支援体制を整備することが努力義務とされており、また、重層事業は市区町村の包括的な支援体制を整備する上で活用できる1つの施策として位置付けられている。地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズをどのように地域で支援していくべきか、各市区町村が関係機関・関係者と協議を重ねながら、それぞれがどのように包括的な支援体制の整備を進めていくべきかの見通しをもった上で、重層事業の活用について検討することが望ましい。そして、重層事業を効果的に展開するにあたっては、行政機関のみで検討を行うのではなく、市区町村や都道府県は地域にどのような民間団体が存在し、どのような活動を展開しているかを把握するとともに、包括的な支援体制を構築していく過程でそうした民間団体とどのような連携を進めていくことが必要かについて検討することが重要である。

（市区町村、都道府県、国それぞれ実施主体が異なる施策の重なり）

- ・ 重層事業の実施主体は市区町村であり、市区町村庁内の分野横断的なつながり、市区町村同士のつながりといった、各地域における横のつながりは包括的な支援体制を整備する上で必要な視点である。こうした横のつながりはもちろん、市区町村と都道府県、市区町村と国、都道府県と国との連携といった縦のつながりも意識しながら体制整備を進めていくことが、広域支援・後方支援の観点から重要である。

具体的には、都道府県や国が実施主体となり相談窓口やSNS相談等を運営している場合があるが、これらの施策を通じて把握した個別ケースについて、必要に応じて市区町村とともに協働しつつ対応できるような仕組みを検討すべきとの意見があった。実施主体がそれぞれ異なる各施策を担う支援関係者間でどのようなつながり・重なりを生み出していくことができるかを考えていくことが、市区町村の包括的な支援体制の整備を推進する上で今後必要になるものと考ええる。

（包括的な支援体制の整備は全庁的に取り組み、視野を地域全体に置くこと）

・ 地域住民の相談は福祉部局で受け付けるが、個々のケースの複雑化・多様化に伴いケースの支援を福祉部局だけで対応しきることはできなくなっている。包括的な支援体制の整備を進める際に、行政内部において社会資源の情報収集や共有、ケースに応じて活用可能な施策や協力者を見つけることなど全庁的に取り組むことができる体制であることが望まれる。

・ また、行政職員は異動により同じ部署に留まり続けることはないため、複雑化・複合化した地域住民の支援ニーズに庁内全体でどのように受け止められるのかを考え、そのために各職員がある程度の知識を持つことが必要であり、そうした意識改革が必要である。包括的な支援体制を全庁的に進めていくことは、市区町村のみならず都道府県においても同様であり、都道府県の各部局ごとに縦割りに市区町村へ情報伝達をすることの弊害もみられることがあるため、都道府県においても地域共生担当の設置をすべきとの意見があった。

・ 重層事業は、属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものであり、また、行政機関や民間団体が実施する様々な事業が相互に重なり合いながら、市区町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していくものである。すなわち、その地域全体の支援体制の整備が重要であることから、全庁的な取組とともに、包括的な支援体制の整備に向けた視野は常に地域全体を意識することが必要である。参加支援や地域づくりに向けた支援の充実は、相談支援の効果的な実施にもつながるものであり、相談支援体制の整備に偏ることなく、地域づくりも同様に推進していくべきである。

事業実施機関

株式会社ポニーキャニオン

所在地 〒106-8487 東京都港区六本木1-5-17 泉ガーデンアネックス

電話番号 03-6230-9707